

第8章 屋外貯蔵所の基準

第1 定義（危政令第2条第7号）

屋外貯蔵所とは、屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

第2 品名、数量及び指定数量の倍数の算定

屋外貯蔵所に貯蔵される危険物の数量は、容器の容量の合計とする。

第3 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 場所（危政令第16条第1項2号、第2項から第4項）

「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、次に適合する場所をいうこと。

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつけ、かつ、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で舗装すること。

イ 液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、その周囲に排水溝及び貯留設備（第4類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、油分離装置）を設ける等、漏れた危険物が他の場所へ流出しない措置を講じること。

2 区画（危政令第16条第1項第3号、第2項から第4項）

(1) 「さく等」とは、外壁に相当するものであり、地面に直接白線を引く、周囲に排水溝を設ける等はさく等に該当しないものとして指導すること。ただしラック方式による場合や入場規制されており、常時人が存する事業所内の場合は、周囲に設けるさくを省略することができる。

(2) 「周囲に設けるさく」は、高さをおおむね1m以上とし、容易に破損しない不燃性のものを使用し、貯蔵所の位置が移動しないよう固定するよう指導すること。

3 保有空地（危政令第16条第1項第4号、第2項から第4項）（危省令第16条）

(1) 製造所の基準第5、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

(2) 使用権を有さない空地（水田等）を、保有空地の一部とするとはできない。また、敷地境界にブロック造防火塀を設けても、保有空地を緩和することはできない。（昭和40年4月6日 自消丙予発第60号質疑）

4 標識及び掲示板（危政令第 16 条第 1 項第 5 号、第 2 項から第 4 項）（危省令第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項）

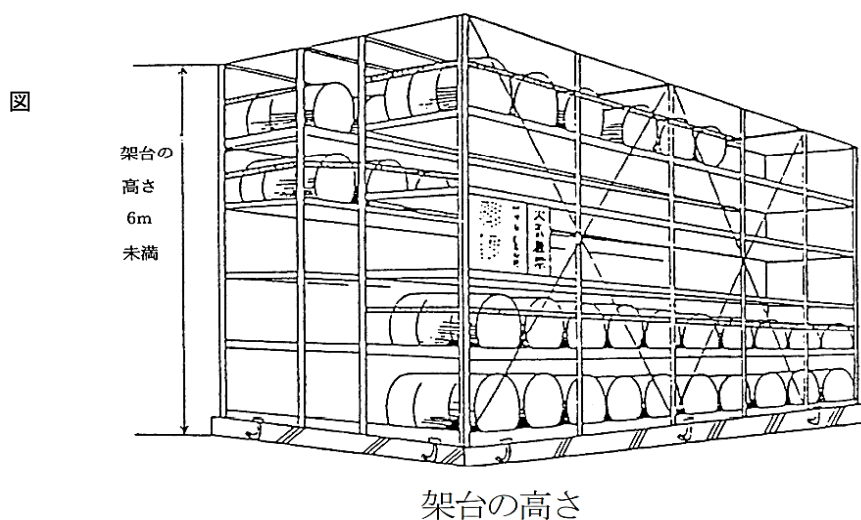
標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

5 架台（危政令第 16 条第 1 項第 6 号、第 2 項から第 4 項）（危省令第 24 条の 10）

(1) 架台の構造は、屋内所蔵所の基準第 5 10 の例によること。

(2) 「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上部までの高さをいうものであること。

（次図参照）



6 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所（危政令第 16 条第 2 項）（危省令第 24 条の 11）

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（昭和 54 年 7 月 30 日 消防危第 80 号）第 1 及び（平成元年 3 月 1 日消防危第 14 号消防特第 34 号）によること。

7 引火性固体（引火点 21℃未満のものに限る。）、第 1 石油類、アルコール類を貯蔵する屋外貯蔵所（危政令第 16 条第 4 項）（危省令第 24 条の 13）

(1) 引火性固体（引火点 21℃未満のものに限る。）、第 1 石油類、アルコール類は、類ごとにとりまとめて貯蔵し、それぞれ専用の区画とすること。

(2) 危規則第 24 条の 13 第 1 号の散水設備は次によること。

ア スプリンクラー、水噴霧又はこれと同等の固定の設備を設けること。ただし、散水設備専用のホース等を設置し、かつ先端に設けるノズル等を噴霧に切り替えのできる構造とした場合は屋外消火栓を、指定数量の倍数が 10 倍以下の屋外貯蔵所であって、先端に設けるノズル等を噴霧に切り替えのできる構造とした場合は水道栓をもってこれに代えることができる。

イ 散水設備の能力は、引火性固体（引火点 21℃未満のものに限る。）、第 1 石油類、アルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の面積 1 m²につき 2L/min 以上の割合で容器全体に均等に散水できるものであること。ただし、散水設備を水道水とする場合はこの限りではない。

ウ 水源水量は、常時有効に散水することができる量以上の量であること。

エ 散水設備を消火設備と兼用する場合、ポンプ能力及び水源水量は同時使用できるものであること。

8 危険物をコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

(1) 「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（平成10年3月27日 消防危第36号）によること。

(2) 「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和4年12月13日 消防危第283号）によること。

9 危険物以外の物品の貯蔵

危省令第 38 条の 4 第 1 項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。（平成 10 年 3 月 16 日 消防危第 26 号）

(1) 貯蔵用資材、梱包用資材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に 1 m 以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。

(2) 荷役機器については、消防活動上支障のない専用の場所を定めて置くこと。

(3) 防災資機材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に 1 m 以上の間隔を置くとともに、当該防災資機材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。

10 その他

屋外貯蔵所に屋根を設ける場合は、屋外貯蔵所として認められない。（昭和 51 年 11 月 24 日 消防危第 100 号）